

# ねんきんネットでの「持ち主不明記録検索」について

- 持ち主が分からない年金加入記録(平成25年9月時点2,112万件)について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日などによる検索を行えるサービスを平成25年1月から開始。

## ご自宅など

- ①条件を入力して検索します。  
氏名、生年月日、性別

(3) 未確認記録検索(履歴確認・条件入力)

新たに検索を行う場合は、「2 検索条件入力」にて検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。過去に検索した結果を印刷する場合は、「1 検索履歴一覧」の【印刷】ボタンを押してください。

2 検索条件入力

検索の対象となる方の氏名、生年月日、性別を入力し、【検索】ボタンを押してください。

※必須の項目は必ずご入力ください。  
漢字氏名、カナ氏名のどちらか一方は必ず入力してください。  
氏名は完全一致検索およびあいまい検索が適用されます。  
生年月日は完全一致検索が適用されます。

氏名 ※必須(漢字、 ななとらかなど どちらか一方)	漢字 (全角文字)	氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> (例: 年金) (例: 次郎)
	カナ (全角カナ)	氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> (例: ネンキン) (例: シロウ)
生年月日 ※必須	お選びください <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (例: 昭和2年3月4日)	
性別 ※必須	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性	

検索対象選択へ戻る  検索

- ②条件に一致した記録の有無が表示されるので、参考情報(※)を入力し、結果を印刷します。

※厚生年金...当時のお勤め先名称を入力  
国民年金...当時の住所を入力

ご入力いただいた検索条件と一致する記録があります。

※検索条件に一致する記録が別のものでもある場合がありますので、この結果がご本人、またはお亡くなりになられた方のものであるかについて年金事務所でご確認させていただきます。

4 年金加入時の住所情報

対象の年金に加入時の住所および居住期間を入力してください。なお、入力いただく住所は、お住まい当時の住所を入力してください。

項番	都道府県(例:東京都)	郡中區町村(例:杉並区、杉並区高井戸西)
1	東京都	
2	(自) 選択	
3	(自) 選択	

居住期間(例:昭和0年4月~昭和1年4月)

5-1 お勤め先の名称候補入力

検索された記録がご本人のものまたはお亡くなりになられた方のものであるかを判断するための資料として、お勤め当時の名称または船舶所有者の名称を入力してください。入力後に【候補を表示】ボタンを押してください。

お勤め先の名称 ※必須(全角文字)	<input type="text"/> (例: ほん 年金機構)
検索方法の選択 ※必須	<input type="checkbox"/> 完全一致 <input type="checkbox"/> 前方向一致 <input type="checkbox"/> 後方向一致 <input type="checkbox"/> 部分一致 (*部分一致を選択した場合は、検索に時間がかかる場合がございます)

※お勤め先の名称に入力可能な文字の説明はこちらをご覧ください。(別ウィンドウで開きます)  
なお、法人名(株式会社、有限会社、合資会社、合同会社、新設法人、社団法人、学校法人、医療法人、宗教法人、社会福祉法人)は入力できません。

- 年金事務所
- 街角の年金相談センター

- ③年金事務所や、街角の年金相談センターに、印刷した検索情報を持参します。

- ④ご本人の記録であるか、確認いたします。



# 検索結果を持参して年金事務所に相談

持ち主不明記録検索 (印刷)

**あなたの情報**

180-00XX  
東京都 武蔵野市 吉祥寺○○町 n-m-nn △  
△△△ XXX  
○× △□ 様

性別 男性  
生年月日 昭和32年 1月 1日  
基礎年金番号 0045-135784  
関係 依頼を受けた方

**検索情報**

検索番号 M201302010000005

検索条件

検索対象 お亡くなりになられた方の  
氏名(漢字) 年金 太郎  
生年月日 昭和25年 4月 1日

付加情報

加入していた年金の種類

年金の種類 企業等にお勤めの場合の記録が当てはまります  
学生・自営業・主婦・無職

お亡くなりになられた方の情報

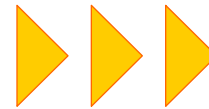
お亡くなりになった時の年齢 79歳  
お亡くなりになった日 昭和

年金加入時の住所情報

項番	都道府県	市区町村
1	東京都	杉並区高井戸
2	東京都	中野区

⑤ 参考情報を含めた検索結果を印刷し、年金事務所や街角の年金相談センターにお持ちいただきます。

※印刷が困難な場合は、検索番号のメモをお持ちいただきます。



年金事務所  
(街角の年金相談センター)

⑥ ご本人の記録であるか確認いたします。



⑦ ご自宅に記録の調査結果をお知らせします。

**年金加入時のお勤め先情報**

項番	お勤め先の名称(漢字)		お勤めの年代
	お勤め先の名称(カナ)		
1	○京工業 株式会社		昭和10年代
	○キョウコウギョウ カブシキガイシャ		
2	○本機構 株式会社		昭和10年代
	○ホンキョウ カブシキガイシャ		

(中略)

**旧令共済組合情報**

項番	旧令共済組合名称
1	旧陸軍共済組合
2	旧海軍共済組合

(中略)

**【留意事項】**  
持ち主不明記録検索結果を登録した日から90日間検索結果が保存されます。90日を経過すると削除されますので、お早めに検索結果を年金事務所(街角の年金相談センター)にお持ちください。

年金事務所(街角の年金相談センター)にお越しの際に、必ずご用意いただきたいもの

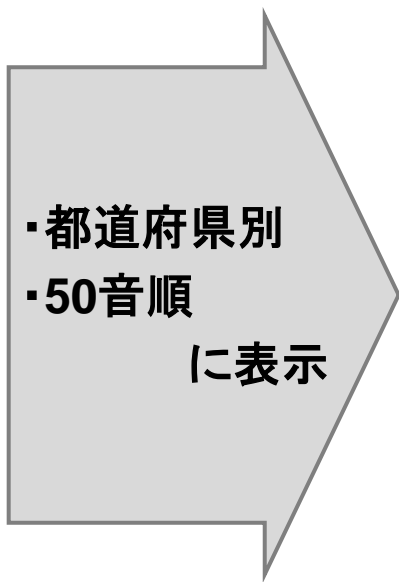
- 本ページを印刷したもの(または該当する検索の「検索番号」をメモしたもの)
- 窓口にお越しの方の身分証明書(免許証、パスポート等)
- 依頼を受けた方が年金事務所(街角の年金相談センター)にお越しになる場合は、ご本人またはご遺族の方からの「委任状」が必要となることがありますので、ご留意をお願いします。

年金事務所(街角の年金相談センター)にお越しの際に、お持ちであればご用意いただきたいもの

- 検索の対象の方の年金に関する資料(年金額改定通知書、年金手帳、年金証書等)

# 日本年金機構ホームページでの未統合記録の事業所名の確認イメージ

未統合記録の  
事業所  
約140万社



### 表示イメージ

**未統合記録 事業所名検索**

都道府県名から検索  
事業所の所在地(都道府県)をクリックしてください。

※こちらもご確認ください。  
一括適用事業所一覧

**事業所名検索 東京都**

頭文字を選択  
事業所の頭文字を選択してください。

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	レ								
ン	ロ	コ							

**未統合記録 事業所名一覧表**  
東京都 - 「あ」で始まる事業所 -

漢字名称	カナ名称
○×建設株式会社	マルバツケンセツカブシキガイシャ
医療法人×△医院	イリョウホウジンバツサンカクイン
有限会社○×商店	ユウゲンガイシャマルバツショウテン
○×生命保険相互会社××支社	マルバツセイメイホケンソウゴガイシャバツバツシヤ
○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○

(参考)

年管企発0109第1号  
平成26年1月9日

〇〇市区町村  
国民年金担当部局担当課長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

### 「ねんきんネット」導入のお願い

年金事業の運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を始め、年金記録問題の解決に向けた取組について多大なるご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

厚生労働省と日本年金機構では、年金記録問題の再発防止に向け、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金記録を確認できる環境整備として、インターネットを活用した「ねんきんネット」を構築し、その普及に努めています。

一方で、インターネットが利用できない方には、地域住民の方の身近な窓口である市区町村に「ねんきんネット」による年金記録の交付業務へのご協力をお願いしており、この12月で「ねんきんネット」を導入している966の市区町村のうち、641の市区町村に交付業務にご協力いただいております。

平成25年度中に「ねんきんネット」を導入された場合、照会用のパソコン等の購入やインターネット回線工事等の必要な経費について、国民年金等事務取扱交付金として交付いたしますので、この機会にぜひ、「ねんきんネット」の導入についてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

平成25年4月に市町村情報照会システムが「ねんきんネット」に統合されたことにより、年金記録照会のほか、老齢基礎年金の受給資格の確認や国民健康保険業務での期間確認等にもご利用いただけます。また、平成27年1月末からは、年金記録の更新頻度が月次から日次に向上される予定です。

このように「ねんきんネット」の導入は、住民サービスの向上に繋がるだけでなく、市区町村の国民年金業務等における利便性向上に資するものであり、今後もその機能の充実等を図ってまいりたいと考えておりますので、導入についてご検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、「ねんきんネット」の導入にあたって、住民の方への年金記録の交付業務については任意とさせていただきますが、ご協力いただければ幸いです。また、導入に関する手続き全般については管轄の年金事務所、国民年金等事務取扱交付金に関することは管轄の厚生局にご相談いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
平成26年1月9日

〇〇市区町村  
国民年金担当部局担当課長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

広報誌への掲載のお願い

年金事業の運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、年金記録問題の解決に向けた取組について多大なるご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、厚生労働省と日本年金機構では、年金記録問題の再発防止に向け、ご自身でいつでも年金記録の確認ができる「ねんきんネット」の普及に努めているところですが、インターネットが利用できない方のために、一部市区町村にて「ねんきんネット」による年金記録交付業務についてご協力をいただいております。また、一部郵便局においても年金記録交付サービスを実施しております。

つきましては、地域住民のサービス向上のためにも、貴市(区町村)内の下記郵便局にて年金記録交付サービスを実施している旨を、今年度又は来年度につきましても、適宜広報誌において周知いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

その際には、別添の掲載文(例)を参考にいただければ幸いです。

記

・年金記録交付業務を実施している郵便局 000局  
〇〇郵便局、〇〇郵便局…

(別紙)

郵便局の記録交付業務にかかる市町村広報誌への掲載文(例)

○ 年金記録交付業務を実施されている市区町村の場合

<当市(町村) 〇〇課・郵便局で年金記録が確認できます!!>

厚生労働省と日本年金機構では、年金記録問題の再発防止に向け、年金加入者や受給者の方が、インターネットを活用して、いつでもご自身の年金記録を確認できる「ねんきんネット」サービスを実施していますが、インターネットを利用いただけない方のために、当市(町村) 〇〇課の窓口において、年金記録を交付しています。

さらに、次の郵便局においても、年金記録を交付しています。

(郵便局) 〇〇郵便局・〇〇郵便局・〇〇郵便局 …

いずれも、無料で交付しておりますので、年金記録の確認にぜひご利用ください。

○ 年金記録交付業務を実施されていない市区町村の場合

<郵便局で年金記録が確認できます!!>

厚生労働省と日本年金機構では、年金記録問題の再発防止に向け、年金加入者や受給者の方が、インターネットを活用して、いつでもご自身の年金記録を確認できる「ねんきんネット」サービスを実施していますが、インターネットが利用できない方のために、次の郵便局において、年金記録を交付しています。

(郵便局) 〇〇郵便局・〇〇郵便局・〇〇郵便局 …

無料で交付しておりますので、年金記録の確認にぜひご利用ください。

○以下、共通

※ 年金記録の交付を受ける際は、基礎年金番号が記載されている年金手帳、又は「ねんきん定期便」をご用意願います。

また、窓口での交付の際は、本人確認が必要となりますので、次の書類を持参願います。

(持参書類) … 原本のみ有効。コピー等は不可

- ① 運転免許証 ② 住民基本台帳カード(写真付き) ③ 旅券(パスポート)  
④ 年金手帳 ⑤ 年金証書 ⑥ 外国人登録証明書  
⑦ 印鑑登録証明書 ⑧ 健康保険証 など

○ご本人様が窓口にお出でになる場合は、次の書類をご持参ください

・写真付きの書類1種類または写真なし書類2種類

○代理人様が窓口にお出でになる場合は、次の書類をご持参ください

・代理人様の写真付きの書類1種類または写真なし書類2種類

・ご本人様の書類は、写真の有無にかかわらず2種類

○ご不明な点があれば、〇〇年金事務所(電話番号)までご連絡願います。

## I. 年金個人情報の訂正手続の創設

### 現在の訂正の仕組み

- ① 年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正
  - ・ 被保険者等から資料の提示がなく、年金事務所でも調査しても客観的な事実が確認できない場合、一般的には訂正が難しい。
- ② 総務大臣への年金記録訂正のあっせん(年金記録確認第三者委員会の調査審議)を求める申立て
  - ・ 平成19年より、臨時・緊急的に設置したもの。恒常的な仕組みではない。
  - ・ 訂正の手続を整備することの要請。  
「あっせんは事実上の行為に過ぎないため、あっせん内容に不服があるとして訴訟を提起しても却下される傾向」であり、「司法手続きも考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要」(平成23年6月年金記録確認第三者委員会報告書)
- ③ 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求
  - ・ 訂正請求の前に、開示請求が必要。「ねんきん定期便」や年金相談で自身の記録を既に知っているため、やや煩雑。訂正決定(原処分)に第三者機関による調査審議の手続はなく、件数実績は少ない。


### 現在の年金記録の訂正事案

- 訂正が必要な年金記録の事案に変化。
  - ・ 過去の国民年金事案 → 厚生年金事案が中心  
 [過去の保険料 納付の事実確認に関するもの]      [事業主の届出漏れ・誤りに起因するものも多い]
  - 総務省第三者委員会への申立て件数(受付件数ベース)
 

平成19年度	厚生年金	40%	国民年金	60%
平成24年度	厚生年金	85%	国民年金	15%
  - ・ 最近10年間の期間の訂正を求める事案が増加。
 

厚生年金事案における訂正対象期間	
平成15年(総報酬制導入)以降	77%
平成15年(総報酬制導入)前	23%

### 年金記録の訂正請求手続の創設

- 恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の仕組みを年金制度に整備することが必要。
- 
- 被保険者等が、厚生労働大臣に対し、年金の原簿記録の訂正を請求することができる手続を年金制度に創設。
    - ※ この手続の創設は、「ねんきん定期便」など被保険者等が日頃から自身の年金記録を確認できる仕組みが一定程度整備されてきており、これを契機とした迅速な年金記録の誤りの訂正を可能とするものであり、年金記録問題の再発防止や、適正な年金裁定の実施にも資する。
  - 請求に係る事実関係をできる限り明らかにするため、厚生労働大臣が関係機関に資料の提供等を求める根拠規定を設ける。
  - 訂正決定に係る客観性・合理性を確保するため、民間有識者からなる合議体(審議会)の審議を踏まえて、厚生労働大臣は訂正決定を行う。
  - 訂正請求が処分性のある行政手続として整備されるため、処分に不服があれば、不服申立手続や司法手続への移行が可能。
    - ※ 不服申立ては、行政不服審査法に基づいて厚生労働大臣に審査請求。不服申立てと訴訟提起は本人の選択(不服申立前置としない)。

## 年金保険料の納付率向上対策・記録問題等に係る今後の対応

- 年金保険料については、納付率向上対策を講じるとともに、徴収体制を強化。
- 年金記録問題については、平成25年度が節目であるが、引き続き年金記録問題への対応のフォローを実施。また、恒常的な年金記録の訂正手続を創設。

### 25年12月 社会保障審議会「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」報告書

- 所得・悪質性等の基準を定め、該当者には一律に強制徴収
- 納付が困難である者等の納付機会を拡大
  - ・ 免除手続きの簡便化(意思表示の簡便化、添付書類の簡素化)
  - ・ 時効消滅後の特例納付制度の創設(時限措置)
  - ・ 若年者納付猶予制度の対象年齢の拡大(時限措置)
- 加入指導の強化、国税庁情報の活用等により厚生年金の適用を促進

### 26年1月 社会保障審議会「年金記録問題に関する特別委員会」報告書(案)

- これまでの取組により、各突合せ作業もほぼ終了する予定であり、記録問題対応もひとつの大きな節目。
- 26年度以降の取組として、ねんきん定期便等による本人への記録確認の働きかけやねんきんネットの充実などに取り組む。
- 事務処理誤りにより保険料納付等ができなかった者について事後的是正のための法的措置の検討が必要

### 25年12月 社会保障審議会「年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会」とりまとめ

- 恒常的な年金記録の訂正手続を法的に位置づける。

### 次期通常国会に向けて法案提出を検討

- 納付困難者の納付機会の拡大等
- 恒常的な年金記録の訂正手続の創設
- 事務処理誤りにより保険料納付等ができなかった者に対する特例納付手続きの整備

# 国民年金保険料の収納対策について

- 国民年金保険料の納付率については、平成24年度末時点における平成22年度分保険料の最終納付率が64.5%となり、平成22年度末時点の59.3%と比べて5.2%のプラスとなった。  
また、平成24年度の現年度分納付率は、前年度比で0.3%プラスの59.0%となり、平成17年度以降7年ぶりに上昇に転じたが、依然として低い水準であることから、引き続き納付率の向上を図る必要がある。
- 「支え合い」の仕組みである年金制度において、保険料の納付は義務であり、真面目に納付している方との公平性、制度への信頼の確保、無年金・低年金となった場合の被保険者本人の不利益防止などの観点から、納付率の向上に強力的に取り組むこととしている。

## 市町村の法定受託事務に関連する主な取組

- ・ 若年者納付猶予制度の対象年齢の見直しの検討
- ・ 市町村に対する口座振替促進手数料の見直し
- ・ 市町村との情報連携にかかる環境の整備
- ・ 住民税の申告義務が無い方の免除申請手続の簡素化の検討



# 平成26年度予算案等における国民年金保険料収納対策等について

国民年金保険料の収納対策及び厚生年金の適用対策の取組強化に要する経費

192億円（40億円）

※（ ）は、平成25年度予算額である。

以下は、平成25年12月13日にとりまとめられた「社会保障審議会 年金部会 年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」を踏まえ、実現に向けた予算措置や法令面の整備について、当面、実施を予定している内容を整理したものである。

## 1. 国民年金保険料の納付率向上策

92.6億円（18.3億円）

### (1) 督促の促進及び強制徴収体制の強化

53.5億円（9.8億円）

#### ・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底【予算】

保険料滞納者に対しては、これまでも強制徴収の取組は行ってきたが、今後は、滞納者すべてに対する督促を目指す。まずは、滞納者の所得などによって一定の基準を設け、繰り返しの納付督促に応じない場合には、必ず督促を実施する。平成26年度においては、所得400万円以上かつ未納月数13月以上すべての滞納者に督促を実施する（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る）。

### (2) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方

#### ・延滞金の利率の引き下げの検討【法令】

滞納した保険料にかかる延滞金の利率について、現下の低金利の状況を踏まえ、延滞税の利率設定を参考にしつつ、引き下げを検討する。

【参考】 現行の延滞金及び延滞税の利率

※ 延滞金の利率 年14.6%（納期限から3か月以内：年4.3%）

※ 延滞税の利率 年9.2%（納期限から3か月以内：年2.9%）

### (3) 免除等における申請主義の見直しについて

#### ・免除申請の運用の改善の検討【法令】

現行の保険料免除手続は申請書の提出を必要としているため、客観的には免除の要件に該当しているにもかかわらず、申請のわずらわしさから手続をとらない方が多数いると考えられる。このため、所得情報等から免除基準に該当する可能性が高いと判定できる方に対して、被保険者本人の申請意思を簡便な方法で確認できるような仕組みを設けることを検討する。

### (4) 年金保険料の納付機会の拡大について

#### ・国民年金保険料の事後的な納付の機会の付与の検討【法令】

保険料の納付可能期間は2年であるが、これは税（5年）と比べて短く、また、納付率が低い現状も踏まえ、時限的な措置として、経済的な都合等により2年を過ぎてから納付しようという意思のある者に対して、モラルハザードに留意しつつ、事後的な納付の機会を設けることを検討する。

#### ・若年者納付猶予制度の対象年齢の見直しの検討【法令】

国民年金保険料の納付猶予制度は、平成37年7月までの時限措置として、30歳未満の被保険者に係る国民年金保険料の納付を猶予するものであるが、若年層に限らず幅広い年齢層において非正規雇用労働者が増加していること等を踏まえて、若年者納付猶予制度の対象年齢を見直すことを検討する。

### (5) 確実かつ効率的な収納体制の強化

20.3億円（2.7億円）

#### ・日本年金機構の管理体制の強化【予算】

国民年金保険料の納付状況や収納対策の取組状況にかかる計数の把握や分析を充実させるための収納支援システム等の拡充を図る。

#### ・市場化テスト事業の改善【予算】

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、未納者に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を包括的に民間委託して実施している。この市場化テスト事業について、納付率の改善に結び付く適切な督促方法等を検証するため、一部の年金事務所において、納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を工夫するモデル事業を実施する。

#### ・市町村に対する口座振替促進手数料の見直し【予算】

市町村の窓口等において口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申込書を受理した場合には、事務取扱手数料として交付金を交付しているが、その単価を1件100円から500円へ引き上げる。

・ **金融機関に口座振替の募集を依頼【予算】**

新たに、金融機関窓口等において口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申込書を受理した場合に手数料を支払う事業を、協力が得られる一部の金融機関においてモデル的に実施し、費用対効果を検証する。

・ **年金事務所職員が収納できる範囲の拡充の検討【法令】**

年金事務所職員による保険料の収納が可能な範囲の拡充を検討する。

(6) **関係行政機関との連携強化**

17. 6億円（5. 8億円）

・ **市町村との情報連携に係る環境の整備【予算】**

保険料の免除勧奨等に必要所得等の情報を市町村から提供を受けた場合には、事務取扱手数料として交付金を交付しているが、より確実に電話番号等の情報提供が受けられるよう交付金単価を1件30円から115円へ引き上げる。

・ **学生納付特例事務法人に対する手数料の見直し【予算】**

学生納付特例事務法人制度は、厚生労働大臣の指定を受けた大学等において、在籍する学生から国民年金保険料の学生納付特例申請の委託を受けることができる制度であるが、この利用を促進するため、学生納付特例事務法人に対する手数料単価を1件30円から500円へ引き上げる。

・ **学生納付特例事務法人制度の改善の検討【法令】**

現行では、学生納付特例事務法人が学生納付特例の申請を受理してから年金事務所に提出するまでの間に、障害事故が発生した場合には障害年金が支給されない等の問題がある。このような学生に不利益が生ずるような事態を防ぐために、制度を改善することを検討する。

(7) **雇用形態など社会経済の変化への対応**

1. 1億円（0億円）

・ **従業員の国民年金保険料の納付を事業主が受託代行できる仕組みの検討【法令】**

国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加していることを踏まえ、事業主の協力が得られる場合に、従業員が事業主を通じて賃金から国民年金保険料を納付できる任意の仕組みを設けることを検討する。なお、実施する場合には、他の納付受託機関との並びを考慮した事務手数料を支払うことも検討する。

・ **事業主との連携強化によるパート等従業員に対する制度周知【予算】**

日本年金機構職員が、国民年金第1号被保険者であるパート等労働者が多く勤務する事業所を訪問し、従業員等に対する国民年金制度周知、口座振替納付の勧奨及び従業員の家族に係る免除・猶予制度の周知活動を行う。

## (8) 公的年金制度に対する理解の促進

0.08億円（0億円）

### ・納付促進に係る映像資料等の作成・活用のモデル実施【予算】

特に国民年金保険料の未納者が多いと言われる若年層の納付率向上策の一環として、年金制度への理解の一助となる映像資料を作成するとともに、当該資料を用いた情報発信を行い、公的年金に対する理解、納付意欲等に関する効果を測定するモデル事業を実施する。

## 2. 厚生年金の適用促進策

99.6億円（22.1億円）

### (1) 把握した適用調査対象事業所の加入指導等への集中的な取組【予算】

法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等（※1）に、今後5年間で集中的に取り組む。また、法人の休業中・廃業済等の情報を把握し、より効率的な適用事務を行うため、国税庁に対して稼働中の法人に関する情報の提供を依頼する。

（※1）民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所であるかを把握し、把握した事業所に対しては加入勧奨や加入指導を順次実施。

### (2) 平成24年度に掲げた目標達成のための加入指導等【予算】

厚生年金の適用対策の目標（※2）を達成するため、適用調査対象事業所に対して加入指導を順次実施し、適用届を提出しない事業所については立入検査を実施し、職権による適用を行うなどの取り組みを確実に進める。

（※2）平成23年度末時点の適用調査対象事業所（約24.6万）を3年以内に半減。

## 3. 国民の利便性向上策

### ・住民税の申告義務が無い方の免除申請手続の簡素化の検討【法令】

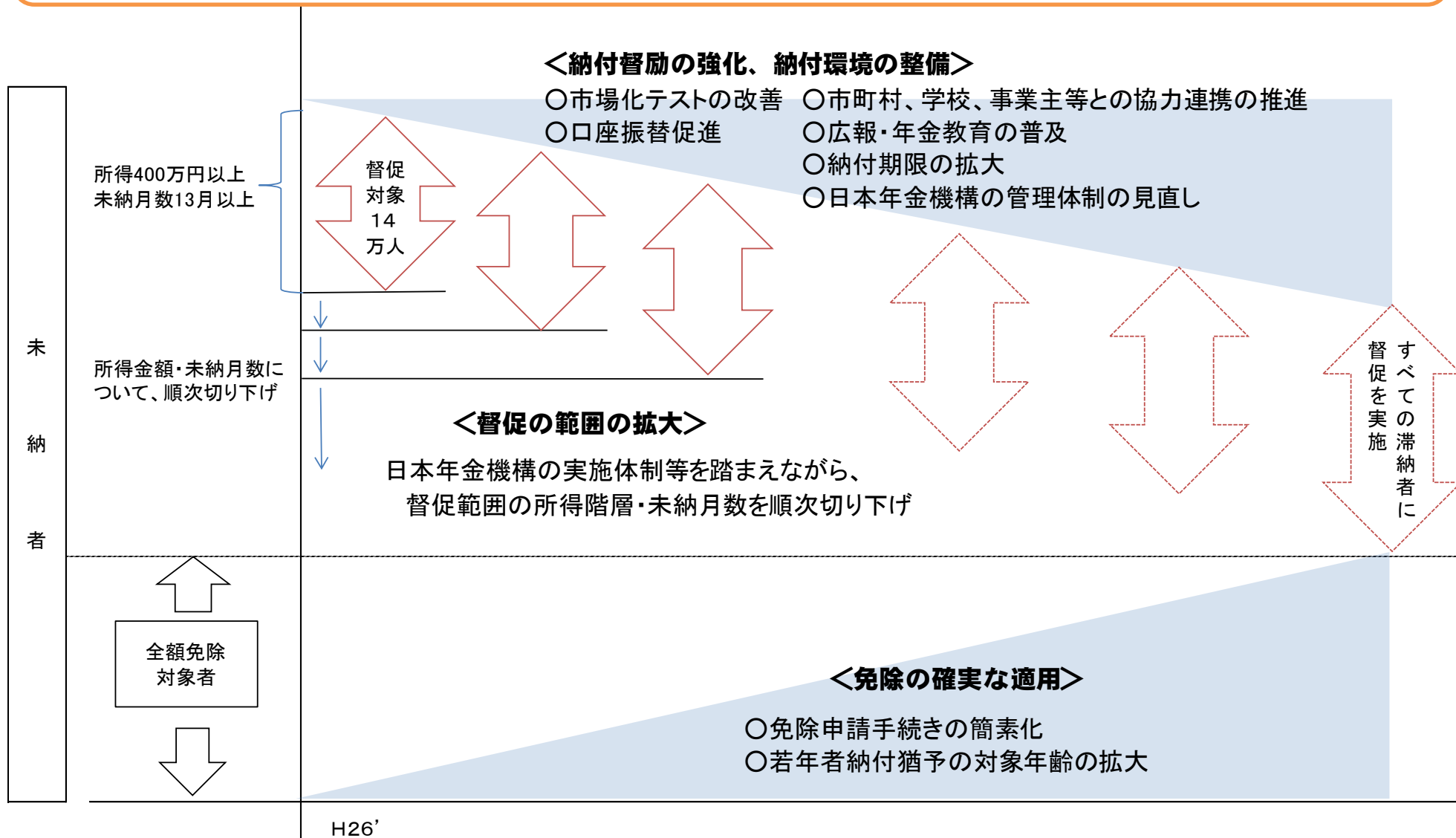
住民税の申告義務が無い方（※3）からの保険料の免除申請については、市町村からの情報提供により所得が申告されていないことの確認が可能であること等を踏まえ、所得を証明する書類の提出を不要とするなど、申請手続きの負担の軽減を図る。

（※3）地方税法第317条の2により、市町村民税の申告義務について、所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち市町村の条例で定める者については、申告を要しないこととされている。

# 国民年金保険料の徴収対策の今後の展開

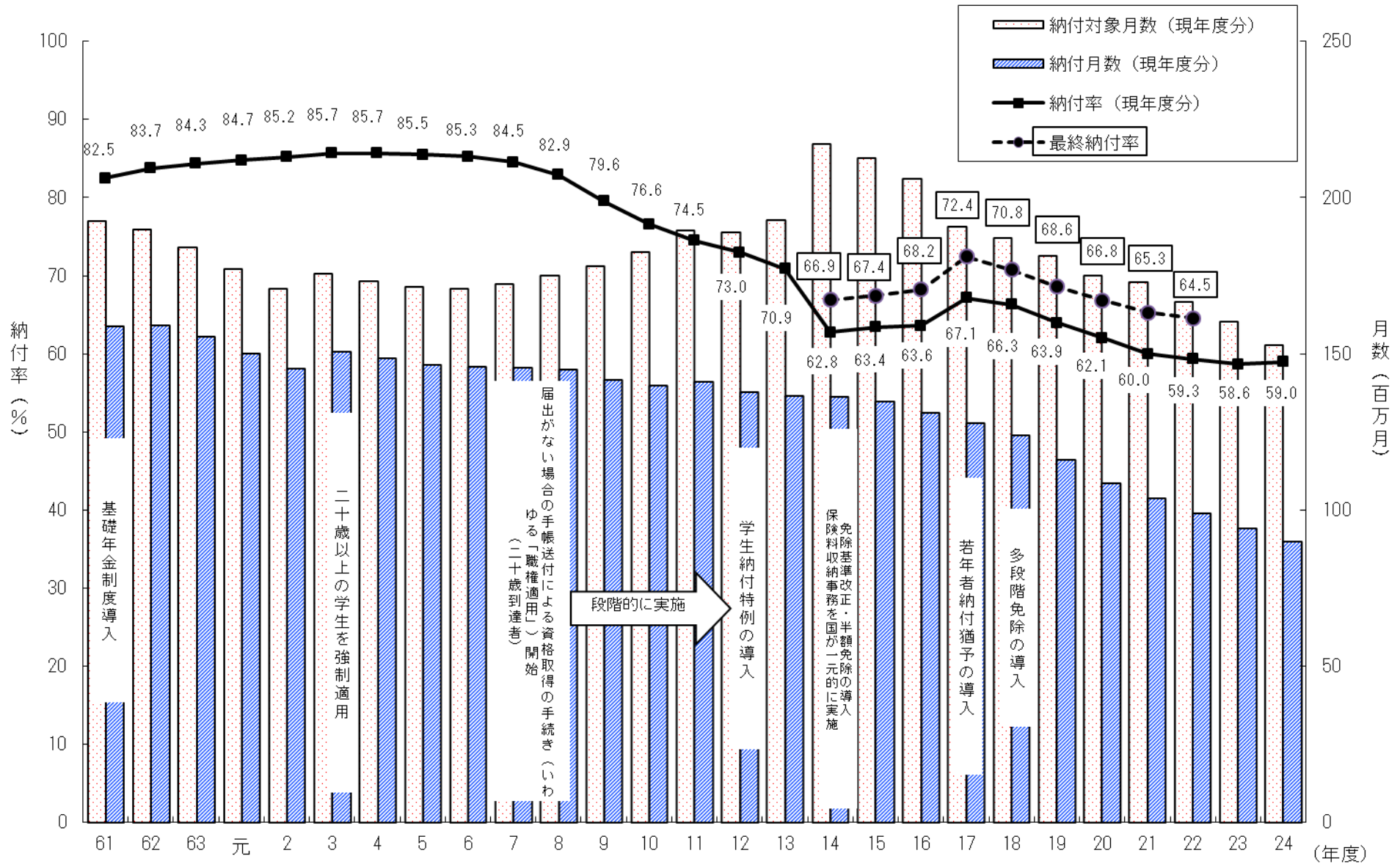
## 目指すべき将来像

保険料を負担すべき者すべてに督促の範囲を拡大すると同時に、低所得者には確実に免除を適用することにより、恒常的な未納者をなくし、納付率の大幅な向上を実現



\* すべての滞納者に督促することを前提に、今後の督促の範囲の拡大について、来年度、スケジュールを策定する。

# 国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。